

役員及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事長、常務理事、常勤理事、非常勤理事及び監事をいう。
- (2)常勤理事とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤理事とは、役員のうち、理事長、常務理事、常勤理事以外の理事をいう。
- (4)評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として次のとおり報酬を支給することができる。

理事長	報酬
常務理事	報酬
非常勤理事	報酬

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事で使用者としての立場を有する者(この法人を主たる勤務場所とする者)に対しては、報酬は支給しない。(給与で支給)

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長、常務理事、非常勤理事の報酬総額は、年間1500万円以内とし、監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 2 この法人の役員等の報酬は、別表1「役員等俸給表」に定めるとおりとする。
- 3 理事長、常務理事、非常勤理事、監事の報酬月額は、評議員会において決めるものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程の通勤手当に準ずる。

3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事・監事の報酬等(旅費を除く。)は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 理事・監事の旅費及び評議員の報酬、旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 月の中途における就任、退任または解任の場合は、日割り計算とし給与規程に準ずる。

4 端数処理については、給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 15 日(定時評議員会の議決日)から施行し、4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 29 年 12 月 14 日(定時評議員会の議決日)から施行し、12 月 1 日から適用する。

この規程は令和 5 年 6 月 13 日(定時評議員会の議決日)から施行し、6 月 1 日から適用する。

この規程は令和 6 年 6 月 13 日(定時評議員会の議決日)から施行し、7 月 1 日から適用する。

別表 1 役員等俸給表

理事長

1 報酬 100,000 円(税込)/月 (週の内勤務日が原則 1 日)

常務理事

1 報酬 500,000 円(税込)/月 (週の内勤務日が原則 5 日)

2 期末手当及び勤勉手当 (正規職員に準ずる)

非常勤理事・監事

定期的出勤が原則ある

1 報酬 80,000 円(税込)／月(週 1 日程度)

定期的出勤がない

1 報酬 30,000 円(税込)／月